

## 第1章 総則

### (名称)

#### 第1条

本会は、日本ケトン食療法学会と称する。

英文で The Japan Ketogenic Diet Society（略称：JKDS）と表示する。

### (目的および事業)

#### 第2条

本会はケトン食療法を通じ、がん・てんかん・神経疾患・認知症などの病態解明や治療成績の向上、およびケトン食療法の治療指針の確立をはかり、これを通じて、これらの疾患の予後の改善・疾患克服と社会福祉に貢献することを目的とし、当該目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 医療および福祉の増進を図る活動
- (2) ケトン食事療法の啓発活動
- (3) 学術集会の開催
- (4) ガイドラインなどの学術刊行物の発行
- (5) 研究の奨励および調査の実施
- (6) 優秀な業績の表彰
- (7) 専門医および専門栄養士、研修施設の認定
- (8) 内外の関連学術団体との協力と連携
- (9) 国際的な研究協力の推進
- (10) その他本会の目的を達成するために必要な事業

### (事務所)

#### 第3条

本会は、主たる事務所を理事長施設に置く。

### (地方支部)

#### 第4条

本会は、理事会の決議を経て、必要な地に支部会を置くことができる。

## 第2章 会 員

### (会員の種別)

#### 第5条

1. 本会に、次の会員を置く。

(1) 正会員：医師またはメディカルスタッフの資格を有する個人で、本会の目的に賛同し入会し、

別に定める年会費を納める者

(2) 特別賛助会員・賛助会員：本会の目的に賛同し、本会の維持発展に協力を希望する個人または団体

### (入会)

#### 第6条

1. 正会員、特別賛助会員、賛助会員になろうとする個人または団体は、別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2. 理事会は、前項の申込みをしたものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、入会を認める。

3. 理事会は、第1項の申込みをした者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

4. 理事会は、ケトン食療法の臨床／研究において、多大な功績があったと認めた個人に対して、功労会員に推挙することができる。功労会員の基準は別途細則にて定める。

### (休会)

#### 第7条

1. 会員は、理事会において別に定める休会届に期間および理由を付して提出することにより、休会することができる。

2. 理事長は、正当な理由があると認めるときは休会を承認し、かつ会費を免除することができる。

### (退会)

#### 第8条

会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を理事長に提出しなければならない。但し、当該年度までの年会費は完納しなければならない。

## (会員資格の喪失)

### 第9条

正会員、特別賛助会員、賛助会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 正会員の場合、医師、メディカルスタッフの資格を喪失したとき
- (3) 死亡、もしくは失踪宣告を受けたとき、または、会員である団体が解散したとき
- (4) 会費を2年以上滞納したとき
- (5) 除名されたとき

## (入会金および会費)

### 第10条

1. 正会員、特別賛助会員、賛助会員の年会費については、別途細則にて定めるものとする。
2. 既に納入した年会費およびその他の拠出金品は、返還しない。

## (除名)

### 第11条

1. 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の決議により、これを除名することができる。
  - (1) この会則、その他の規則に違反したとき
  - (2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき、もしくは金銭的に損害を与えたとき
  - (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき
2. 理事長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

## (会員名簿)

### 第12条

本会は、会員の氏名または名称および住所を記載した会員名簿を作成し、本会の主たる事務所に備えおくものとする。

## 第3章 役員

### (役員)

#### 第13条

1. 本会には、次の役員を置く。

理事 7名程度

監事 1名

評議員 20名程度

功労会員 原則として定年退任した本学会理事

2. 理事のうち1名を理事長、原則2名を副理事長とする。

### (役員を選任)

#### 第14条

1. 役員は、理事会の決議によって選任する。
2. 理事長は理事会の決議によって理事の中から定める。  
理事長は、理事による互選（投票による）により選出する。投票は、出席者によるものとし、委任状は認めない。投票数により決定する。上位が同数の場合には、決選投票を行う。それでも、決定しない場合には、議長に決定権を与える。
3. 理事長は、理事の中から2人以内の副理事長を推挙し、理事会で決定する。
4. 監事は理事以外から理事長が推挙し、理事会で決定する。
5. 理事および監事は、相互に兼ねることができない。
6. 増員ないし補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
7. 理事が定年退任した時、理事会で承認された後に功労会員とする。細則第2号にて「功労会員に関する細則」を設ける。

### (理事の職務)

#### 第15条

1. 理事は理事会を組織して、職務を執行する。
2. 理事長は、この会則で定めるところにより、本会を代表し、その業務を統括する。
3. 理事の選任方法は別途細則にて定める。

#### (監事の職務)

##### 第16条

監事は、次の各号に規定する職務を行い、監査報告を作成する。

1. 理事の職務執行の状況を監査すること
2. 本会の業務並びに財産および会計の状況を監査すること
3. 理事会に出席し、必要に応じ意見を述べること

#### (役員任期)

##### 第17条

1. 役員（理事長、理事、監事）の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終の理事会終結の時までとする
2. 役員任期は4年とし、再任を妨げない。

#### (役員解任)

##### 第18条

1. 役員は、理事会の決議によって解任することができる。
2. 前項の規定により役員を解任しようとするときは、当該役員に予め通知するとともに、解任の決議を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

#### (役員への報酬等)

##### 第19条

役員への報酬は別途定める。

## 第4章 理事会

#### (理事会の構成)

##### 第20条

1. 本会に理事会を置く。
2. 理事会は、全ての理事をもって組織する。
3. 理事会には、監事を陪席させるものとする。また理事会は、理事会が必要と認める者の意見を聴取することができる。

#### (理事会の権限)

##### 第21条

1. 理事会招集に関する事項
2. 理事長、副理事長の選定および解職
3. 理事の任期、定年
4. 学術集会の会長
5. 学会の会計、財務の承認
6. 重要な使用人の選任および解任
7. 地方支部その他の重要な組織の設置、変更および廃止
8. 理事会で決議した事項の執行に関する事項

#### (理事会の開催)

##### 第22条

理事会は、次に掲げる場合に開催する。

1. 理事長が必要と認めたとき
2. 理事の総数の3分の1以上から理事会の目的事項を明らかにして、招集の請求があったとき

#### (理事会の招集)

##### 第23条

1. 理事会は、理事長が招集する。なお、理事長に事故等による支障があるときは、副理事長がその職務を代行する。
2. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所および議題を明らかにして、開催日までに理事に対して通知を発しなければならない。

#### (理事会の議長)

##### 第24条

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。なお、理事長に事故等による支障があるときは、副理事長がその職務を代行する。

#### (理事会の定足数)

##### 第25条

理事会は、決議に加わることができる理事の過半数の出席がなければ開催できない。

#### (理事会の決議)

##### 第26条

1. 理事会の決議は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上が出席し、その過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところにより行う。
2. 前項の規定にかかわらず、理事会決議事項に係る提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

#### (理事会の議事録)

##### 第27条

1. 議事録の内容は以下の通りとする。
  - (1) 日時および場所
  - (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面決議者にあつては、その旨を付記すること）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要および決議の結果
2. 議事録には、議長および監事が、記名押印または署名しなければならない。

## 第5章 評議員

#### (評議員制)

##### 第28条

1. 本会に評議員を置く。
2. 評議員は、正会員の中より選出され、理事会による推薦により選出される。
3. 評議員の任期は原則2年間とし、新たな評議員が選出される年度の理事会終結時までとする。
4. 評議員の再任は、これを妨げない。
5. 評議員は、次に掲げる評議員の権利を本会に対して行使することができる。
  - (1) 会則の閲覧
  - (2) 評議員名簿の閲覧
  - (3) 理事会の議事録の閲覧
  - (4) 評議員の代理権証明書等の閲覧
  - (5) 電磁的方法による議決権行使記録の閲覧
  - (6) 計算書類等の閲覧

#### (評議員の解任)

##### 第 29 条

評議員が、次の各号に該当するときは、理事会の 3 分の 2 以上の決議により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他評議員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

## 第 6 章 会計

#### (財産の構成)

##### 第 30 条

本会の財産は、次の各号に掲げるものにより構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 学会活動に伴う収入
- (5) その他の収入

#### (財産の管理)

##### 第 31 条

本会の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

#### (事業年度)

##### 第 32 条

本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

#### (事業計画および収支予算)

##### 第 33 条

1. 本会の事業計画書およびこれに伴う収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。
2. 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときには、理事会の決議を経て、既定予算の追加または修正をすることができる。
3. 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
4. 予備費を使用するときは、理事会の決議を経なければならない。

## (事業報告および決算)

### 第 34 条

1. 本会の事業報告については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経なければならない。

事業報告書

会計報告書

2. 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

## 第 7 章 会則の変更、解散および合併

## (会則の変更)

### 第 35 条

本会が会則を変更しようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

## (解散)

### 第 36 条

本会は、次に定める理事会の決議で定められた事由により解散する。

- (1) 理事会による解散の決議があったとき
- (2) 目的とする事業が遂行不能なとき
- (3) 合併するとき

## (残余財産の帰属)

### 第 37 条

本会が解散したときに 残存する財産は、理事会の決議を経て、適切な団体に帰属させるものとする。

## 第 8 章 委員会および事務局

## (委員および委員会)

### 第 38 条

1. 本会に会務執行のため、委員会を置く。
2. 理事会は、常設の委員会のほか、必要と認めたときは、特別委員会を置くことができる。

3. 委員および委員会の構成は、理事会で決定する

#### (事務局の設置)

##### 第 39 条

1. 本会に、本会の事務を処理するため、事務局を設置することができる。
2. 事務局には必要な職員を置く。

#### (職員の任免)

##### 第 40 条

職員の任免は、理事長が行う。

#### (組織および運営)

##### 第 41 条

事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

## 第 9 章 補 則

#### (書類および帳簿の備置き等)

##### 第 42 条

本会の書類は以下の通りである

- (1) 会則
- (2) 役員および事務局員の名簿
- (3) 理事会の議事に関する書類
- (4) 評議員並びに会員の名簿
- (5) 事業報告書
- (6) 会計報告書
- (7) 財産目録
- (8) 事業計画書
- (9) 収支予算書
- (10) 収入支出に関する帳簿および証拠書類
- (11) その他必要な書類

(規則)

第 44 条

この会則の施行に係る細則等は、理事会の決議により別に定める。

本学会設立は令和 4 年 5 月 1 日とする。

本学会は令和 4 年 9 月 1 日より施行とする。